

平成19年度補正予算編成方針

本県財政を取り巻く状況は、景気回復などに伴う県税収入の増加が見込まれるものの、国の「歳出・歳入一体改革」における地方交付税等の見直しや高齢化の進行に伴う義務的経費の増嵩などにより、益々厳しくなるものと予想され、行財政改革に引き続き取り組んで行かなければならない。

その一方で、これまでの不断の改革により、持続可能な行財政運営のための基盤構築も進みつつあり、新たなステージに向かう態勢も整ってきた。今まさに、「改革から挑戦」へと軸足を移すべき時を迎えており、県民を中心とした「安心・活力・発展の大分県」の実現に向けて、プラン2005を着実に実行していく必要がある。

このため、補正予算の編成にあたっては、平成19年度県政推進指針に基づき、県民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる新しい大分県づくりに向けて、県政喫緊の課題に時を移さず的確に対応するため、「おおいだ挑戦枠」を設けることとし、同時に、将来にわたる持続可能な財政構造基盤を確たるものにするため、財源の重点的かつ効率的な配分に努める方針であり、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

当初予算において、義務的経費については年間所要額を計上しているので、原則として補正は行わず、プラン2005の実現に向けた政策予算等の新規事業を中心に補正予算を編成することとする。

なお、要求にあたっては、部局横断的な政策課題について、その政策意図が最大限発揮されるよう十分に連携し、重複や統一を欠くことのないよう努めるとともに、事務事業の整理合理化、国、県及び市町村の責任分野の明確化、国庫補助事業の整理等についても十分留意すること。

また、補正予算の編成においても、予算要求の概要を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正や地方財政計画等を考慮するとともに、経済情勢の推移、特に法人関係税の動向に留意のうえ、課税対象の的確な捕捉や徴収率の向上に努め、年間徴収見込額を算定し、所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し、所要額を計上すること。

3 国庫支出金

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえた国庫補助金等の見直しに留意するとともに、活用可能な補助金について精査するなど、歳出に対応する額を計上すること。

4 分担金及び負担金

負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

将来の利活用等を検討し、処分を適当とするものは、適正な価格による処分を行い、収入の確保を図ること。

7 基金繰入金

特定目的基金の積極的な活用を図ること。

8 諸収入

活用可能な助成金について精査するとともに、受託事業収入等については、人件費分を含めた適正な必要経費を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、県債残高の増嵩に留意のうえ、所要額を計上すること。

第三 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、原則として、各部局ごとに当初予算と合わせ、平成18年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ。）に対し、次に示す基準の範囲内で要求すること。

(1) A経費

① おおいた挑戦枠予算

プラン2005に掲げた新しい大分県づくりに挑戦するため、各部局の予算要求枠とは別に15億円の予算枠を設けるので、県政推進指針に沿って、創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

② 政策予算

平成18年度当初予算額の90%の範囲内で要求すること。

なお、平成18年度予算における物件費等の節約額を政策予算の要求枠に加算する。

③ 投資的経費

ア 公共事業

補助事業（一般公共、公営住宅）、直轄事業負担金については、原則として、国の内示を踏まえた所要見込額を要求すること。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、当初予算において年間所要額を計上しているので、原則として補正は行わないこととし、現年発生分は、平成18年度当初予算額の範囲内で要求すること。

イ 一般国庫補助事業

各分野における行政需要の実態に即した事業を厳選し、平成18年度当初予算額の90%の範囲内で要求すること。

ウ 単独事業

真に県民の要請に応える緊急度の高い事業を厳選し、事業費が枠で計上されているものも含め、平成18年度当初予算額の90

%の範囲内で要求すること。

ただし、県民生活に密接に関連する県単独の道路改良事業については、平成18年度当初予算額の範囲内で要求すること。

(2) B経費

管理予算については、当初予算において年間所要額を計上しているので、原則として補正は行わないこととし、部局枠予算については、平成18年度当初予算額の90%の範囲内で要求すること。

2 個別経費の取り扱い

(1) 補助金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、または少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等（公社・外郭団体等を除く）への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直したうえで、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向、貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等の抜本的な見直しを行うこと。

3 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであるもので、設定に当たっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

それぞれの実態を考慮し、廃止・縮小を含む見直しを行ったうえで、一般会計に準じて要求すること。